

キャリアコンサルティング技能検定事業計画書

指定試験機関名：特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会

検定職種：キャリアコンサルティング

事業年度：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| 事 項 | 状 況 |
|---|--|
| 実施予定の技能検定の概要 | 令和6年度技能検定試験は、別表1及び別表2のとおり実施する計画。 |
| 1 試験科目の認定等 (1) 指定試験機関技能検定委員の選任計画等 | <p>【能開則第63条の9第3項及び第4項に関する事項についての予定等】</p> <p>令和6年4月1日に指定試験機関技能検定委員を以下のとおり選任する計画。</p> <p>指定試験機関技能検定委員 195名（実数）</p> <p>内：問題作成専門委員 195名（兼務を含む）</p> <p>実技試験検定委員 140名（兼務を含む）</p> |
| (2) 試験問題等の作成等の計画 | <p>【能開則第63条の9第1項に関する事項についての計画】</p> <p>試験問題の作成方針、受検要綱作成方針及び試験の実施に関する重要事項について審議決定するため、指定試験機関技能検定委員会を4回開催する計画。</p> <p>なお、指定試験機関技能検定委員会の下、問題作成専門委員会を1級については、</p> <p>学科試験問題作成に係るもの 19回（後期）</p> <p>実技試験問題作成に係るもの 2回（後期）</p> <p>2級については、</p> <p>学科試験問題作成に係るもの 19回（後期・次年度前期合わせて）</p> <p>実技試験問題作成に係るもの 4回（前期・後期各2回）</p> <p>開催することとしている。</p> |
| (3) 試験問題の水準調整会議の開催計画 | <p>【能開則第63条の9第1項に関する事項についての予定】</p> <p>実技試験問題の水準調整のため、前期は令和6年5月及び6月に、後期は12月及び令和7年1月において開催する計画。</p> |
| 2 技能検定試験の実施等 (1) 公示・公表の計画 1 実施公示の計画 | <p>【技能検定実施計画において想定される指定試験機関が行う実施公示の計画】</p> <p>運営するホームページ上において、令和6年度試験の実施は令和5年12月に公示する計画。令和7年度試験の実施は令和6年12月に公示する計画。また、協議会ホームページによって告知するとともに、協議会会員団体の会報等による受検案内告知を依頼することにより、受検希望者に周知する計画。</p> |
| 2 実技試験問題の概要、合否基準並びに試験問題及びその正答の公表の計画 | <p>運営するホームページ上において、実技試験問題の概要、合否基準を令和6年度4月までに掲載、公表するとともに、各受検者に配布する受検要綱にもそれぞれ掲載、公表する計画。</p> <p>試験問題及び学科試験の正答に関しては、試験実施の翌日から、運営するホームページ上において掲載、公表する計画。</p> |

| | |
|-------------------------|---|
| (2) 受検申請書の受付の計画 | 【法第 47 条第 1 項に関する事項についての計画】 前期は令和 6 年 4 月 8 日～22 日に、後期は令和 6 年 9 月 18 日～10 月 2 日に受付を行う計画。 |
| (3) 受検資格審査及び試験免除資格審査の計画 | 【能開則第 64 条の 7 及び第 65 条の 2 の運用計画】 前期は令和 6 年 4 月及び 5 月に、後期は令和 6 年 9 月及び 10 月に受検資格審査及び試験免除資格審査を行う計画。 |
| (4) 受検票等の交付に係る計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 申請事項が適正なものに対して、前期は令和 6 年 6 月 4 日に、後期は令和 6 年 11 月 20 日に受検票を発送する計画。 |
| (5) 実技試験の実施の計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 実技試験のうち面接試験は、前期は令和 6 年 6 月から 7 月にかけて、後期は令和 7 年 1 月から 2 月にかけて別表 1 及び別表 2 のとおり実施する計画。 論述試験は、前期は令和 6 年 6 月 16 日に、後期は令和 6 年 12 月 8 日に別表 1 及び別表 2 のとおり実施する計画。 |
| (6) 学科試験の実施の計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 前期は令和 6 年 6 月 16 日に、後期は令和 6 年 12 月 8 日に、別表 1 及び別表 2 のとおり、実施する計画。 |
| (7) 試験の合否判定等の計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 前期は令和 6 年 8 月～9 月に、後期は令和 7 年 2 月～3 月に合否判定等を行う計画。 |
| (8) 合格者の発表等の計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 前期は令和 6 年 9 月 2 日に、後期は令和 7 年 3 月 19 日に合格発表等を行う計画。 |
| (9) 合格証書の交付等の計画 | 【法第 47 条 1 項に関する事項についての計画】 前期、後期ともに合格発表の日より 1 ヶ月以内に合格証書の交付等を行う計画。 |
| 3 その他 | |
| (1) 秘密保持義務、業務制限等の周知計画 | 秘密保持義務、秘密事項の範囲、秘密資料の適切な取扱い及び業務制限について、役職員に対しては令和 6 年 7 月に試験業務規程及び「秘密保持に関する規程」の配布・説明によって周知する計画。 技能検定委員に対しては、令和 6 年 5 月の学科問題作成依頼時並びに実技試験水準調整会議時に「検定委員の業務制限と守秘義務」に関する書面の配布・説明によって周知する計画。 |
| (2) 試験業務に関する内部監査の実施 | 試験業務に関与していない役職員を監査担当者に任命し、令和 6 年 6 月に、協議会が行う試験業務を対象に適用法規ならびに試験業務規程に基づいて適正に行われているかの観点から監査を実施する計画。 |

(別表1) 令和6年度技能検定実施計画 (予定)

| 実施回 | 等級 | 学科 実技 | 受検申請書 請求期間 | 受検申請 受付期間 | 試験日 | 試験時間 | 合格発表 | 受検 手数料※ |
|--------------|----|----------|--------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------------------------------|--------------------|------------|
| 後期 (第14回) | 1級 | 学科 試験 | 2024年 9月11日～ 10月2日 | 2024年 9月18日～ 10月2日 | 2024年 12月8日 | 10:30～12:10 | 2025年 3月19 日 | 8,900円 |
| | | 実技 試験 | | | | 論述試験 14:30～15:50 | | |
| | | | | | 2025年 1月～2月 の間に設定 | 面接試験全日 受検者ごとに指 定された時間 (40分) | | |
| 前期 (第32回) | 2級 | 学科 試験 | 2024年 4月1日～ 4月22日 | 2024年 4月8日～ 4月22日 | 2024年 6月16日 | 10:30～12:10 | 2024年 9月2日 | 8,900円 |
| | | 実技 試験 | | | | 論述試験 14:30～15:30 | | |
| | | | | | 2024年 6月～7月 の間に設定 | 面接試験全日 受検者ごとに指 定された時間 (30分) | | |
| 後期 (第33回) | 2級 | 学科 試験 | 2024年 9月11日～ 10月2日 | 2024年 9月18日～ 10月2日 | 2024年 12月8日 | 10:30～12:10 | 2025年 3月19 日 | 8,900円 |
| | | 実技 試験 | | | | 論述試験 14:30～15:30 | | |
| | | | | | 2025年 1月～2月 の間に設定 | 面接試験全日 受検者ごとに指 定された時間 (30分) | | |

※「厚生労働大臣が定める手数料額」が変更された場合には当該金額に従う

(別表2) 令和6年度技能検定に係る学科試験及び実技試験の試験会場設定予定地区 (予定)

| 実施回 | 等級 | 学科・実技 | 試験会場設定予定地区 |
|--------------|----|------------|---|
| 後期 (第14回) | 1級 | 学科・論述 | 札幌、仙台、東京 ¹⁾ 、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄 |
| | | 実技 (面接) | 東京 ¹⁾ 、大阪 |
| 前期 (第32回) | 2級 | 学科・論述 | 札幌、仙台、東京 ¹⁾ 、名古屋、大阪、広島、福岡 |
| | | 実技 (面接) | 札幌、仙台、東京 ¹⁾ 、名古屋、大阪、広島、福岡 |
| 後期 (第33回) | 2級 | 学科・論述 | 札幌、仙台、東京 ¹⁾ 、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄 |
| | | 実技 (面接) | 札幌、仙台、東京 ¹⁾ 、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄 |

1) 東京の予定地区には、埼玉県、千葉県、神奈川県内の地区を含む